

独立行政法人の制度及び組織の見直しについて

資料7-1

(厚生労働省医薬食品局作成資料)

改革の方針

- 無駄を排除しつつ法人の政策実施機能を最大限発揮させるため、現行独立行政法人制度を抜本的に見直し、新たな行政法人制度を構築
 - ・「独立行政法人」制度を廃止し、「行政法人」制度を創設
 - ・「行政法人」を、法人の事務・事業の特性、国の関与の在り方等に着目し、「中期目標行政法人」と「行政執行法人」に分類

制度及び組織の見直し

- 平成24年1月、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(抜粋)(平成24年1月20日閣議決定)

IV 新たな法人制度及び組織への移行に当たっての措置

- この改革の実施に必要な措置については、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して講じるものとする。
(別紙)

【医薬品医療機器総合機構】

- ・固有の根拠法に基づき設立される法人とする。
- ・本法人が行う医薬品等の審査業務は、国民の生命・安全に関わるものであること、また、審査結果は主務大臣の責任に直結することから、国の責任に応じた適切な監督権限を設け、国の関与を強化する。また、このような業務の特性を踏まえ、その業務運営における中立性・公平性を確保する観点から、本法人のガバナンスは新たな法人制度に比較して厳格なものとする。
- ・具体的な制度の在り方については、例えば、事業仕分け、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)等で指摘されたドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消のための戦略的な人材確保、出向者の在り方を含めた法人のガバナンスの抜本的な見直し、透明性及び説明責任を確保するための積極的な情報公開、外部の目による徹底した評価の仕組みの導入、国民負担の最小化等の観点から検討を進める。

今後の対応

- 医薬品医療機器総合機構に対する上記基本方針の事項(「国の関与の強化」、「新たな法人制度に比較して厳格なガバナンス」)の具体化について、検討を進めているところ

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～

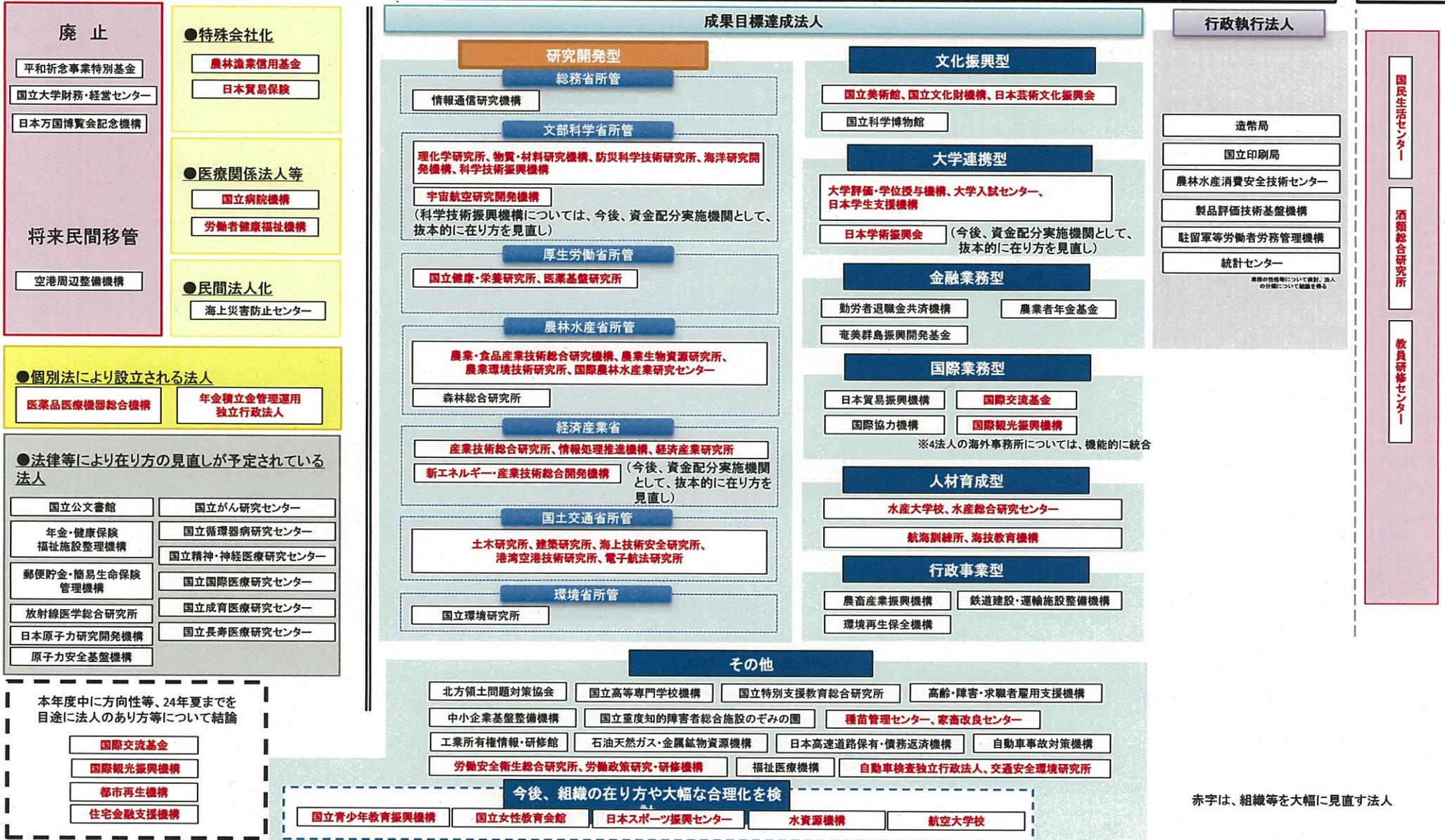
全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築

廃止

民営化・他の法人制度を活用

事務・事業の特性を踏まえた最適なガバナンスの構築

国移管



赤字は、組織等を大幅に見直す法人